

川口市重度身体障害者（児）居宅改善整備費補助金交付要綱

（目的）

- 第1条 この要綱は、重度身体障害者（以下、「障害者」という。）の居宅における環境の改善整備にかかる、市の補助金の交付に関し必要な事項を定め、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

- 第2条 補助金交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる用件のいずれをも満たす身体障害者（児）に対し、居宅改善整備費の一部を補助する事業とする。ただし、当該身体障害者に対する補助は1回限りとし、居宅の新築、増築、改築及び介護保険・日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修の場合は、補助対象外とする。
- (1) 市内に居住し、住民票に記録されている者。
 - (2) 下肢又は体幹に障害を有する身体障害者手帳の記載が1級又は2級の者。
 - (3) 補助対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が10万500円以下であること。

（補助金の額）

- 第3条 市は、前条の経費の3分の2額（その額が24万円を超えるときは、24万円）を予算の範囲内で補助する。
- 2 前項の規定により算出した額において、百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（申請の手続き）

- 第4条 補助金の申請を受けようとする者、川口市重度身体障害者（児）居宅改善整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 居宅改善整備に係る工事見積書及び改造図面。
 - (2) 改造前の居室等の図面。
 - (3) その他必要と認められる書類。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、居宅改善整備個人調査票(様式第2号)により調査のうえ、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、川口市重度身体障害者(児)居宅改善整備費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付を却下したときは、川口市重度身体障害者(児)居宅改善整備費補助金却下通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金に係る居宅の改善整備を完了したときは、すみやかに居宅改善整備実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 改善整備後の写真
- (2) 改善整備経費の支払いを証明する書類

(交付確定通知)

第8条 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、様式第6号の通知書により通知するものとする。

(補助金等の交付時期)

第9条 補助金等は、前条の規定により確定した額を、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、完了前に補助金等の全部または一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、様式第7号の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付した補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この告示に反する行為があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から適用する。